

藍野大学短期大学部 教授会規程

(目的)

第1条 この規程は、藍野大学短期大学部学則第50条の規程に基づき、藍野大学短期大学部教授会（以下「教授会」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 教授会は、学長及び教授並びに准教授をもって組織する。

2 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

3 学長に事故あるときは、学長が予め指名した者がこれに代わるものとする。

(開催)

第3条 教授会は、原則として毎月（8月を除く。）1回定例に開催する。ただし、緊急に開催する場合は、この限りでない。

2 学長は、構成員の3分の1以上から開催要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(開催通知)

第4条 教授会を招集するには、あらかじめ審議事項等を記載した書面をもって学長がこれを招集する。ただし、急を要するときはこの限りでない。

(定足数)

第5条 教授会は、構成員（休職中及び外国出張中の者を除く。）の3分2以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、別段の定めがあるときはこの限りでない。

(審議事項)

第6条 教授会は、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び除籍

二 学位の授与

三 教育課程、試験及び単位認定

四 教員の資格審査

五 学生の賞罰

六 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第4号の事項の審議は、教授をもって行う。

(議事及び議決)

第7条 教授会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(議事録の作成)

第9条 教授会の議事については、議事録を作成し、次回の教授会（やむを得ない事情があるときは、その次の教授会）において確認するものとする。

(庶務)

第10条 教授会に関する事務は、事務部においてこれを行なう。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃については、学長が発議し、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この改訂規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。